

(公印省略)
税 第 1058 号
令和 2 年 5 月 1 日

各県税事務所長 様

税 務 課 長

新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置の取扱いについて

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号。以下「改正法」という。）及び兵庫県税条例の一部を改正する条例（令和 2 年兵庫県条例第 21 号）に基づく、新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための事務の取扱いについては、下記のとおりとしますので、適切な対応をお願いします。

なお、各項目における詳細な事務取扱については、別途、税務課関係班より各県税事務所所管課に連絡します。

記

1 県税条例の改正（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置）

地方税法の一部改正を受け、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響を緩和するため、兵庫県税条例（昭和 35 年兵庫県条例第 63 号。以下「条例」という。）の一部が改正された。改正の概要は以下のとおり。

なお、改正法にある、個人県民税の「新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例」（イベント中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄付金控除の適用）については、対象イベント等詳細が不明であり、施行日が令和 3 年 1 月 1 日であることから、今回の条例改正では措置していない。

(1) 徴収の猶予制度の特例（条例附則第 46 条関係）

ア 対象者

新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和 2 年 2 月以降の 1 ヶ月以上の期間の収入が前年同期比で概ね 20%以上減少しており、県税の全部または一部を一時に納付するのが困難な者

イ 対象となる徴収金

令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する県税徴収金

ウ 申請期限

納期限と改正法の施行日から 2 か月を経過する日のいずれか遅い日

エ 猶予期間等

原則、無担保かつ延滞金なしで、納期限から 1 年以内の期間で徴収猶予できる（延長規定の適用がないことに注意する。）

※継続検査用の自動車税種別割納税証明書について

自動車税種別割に滞納があっても、地方税法上の徴収猶予を受けている場合は、当該滞納は、道路運送車両法第 97 条の 2 の規定にある「天災その他やむを得ない事由によるもの」に該当することから、その旨記載された納税証明書をもって自動車検査証の返付を受けることが可能

- (2) 個人県民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用要件の弾力化（条例附則第 47 条関係）

控除期間の特例（10 年間⇒13 年間）の入居対象期間を次のとおり緩和する。

【現 行】 令和 2 年 12 月末までに入居

【改正後】 一定の期日までに新築住宅の取得等の契約を行い、令和 3 年 12 月末までに入居

※県税事務所において、特段の事務の発生はない。

- (3) 不動産取得税の耐震基準不適合既存住宅を耐震改修した場合の特例措置の適用要件の弾力化（条例附則第 48 条関係）

ア 対象者

耐震基準不適合既存住宅（地方税法第 73 条の 24 第 3 項）を取得し、耐震改修に係る契約を当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から 5 か月を経過する日又は改正法の施行日から 2 か月を経過するいずれか遅い日までに締結している個人

イ 要件

アの者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から 6 か月以内に居住の用に供することができなかつたことにつき総務省令で定めるところにより証明された場合に、耐震改修をしてから 6 か月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅を令和 4 年 3 月 31 日までに居住の用に供したとき

ウ 内容

法第 73 条の 27 の 2 の規定による不動産取得税の減額

※法第 73 条の 24 第 3 項に該当する場合においては、土地に係る不動産取得税の減額も可能。この場合の徴収猶予の規定については、土地を取得してから「1 年 6 月以内」とされているものを「耐震改修の日後 6 月以内」と読み替える。

- (4) 自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減の適用期限の延長（条例附則第 21 条の 6 の 2 関係）

自家用乗用車を取得した場合、税率を 1 %分軽減する特例措置の適用期限を次のとおり 6 か月延長する

【現 行】 令和 2 年 9 月 30 日

【改正後】 令和 3 年 3 月 31 日

2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための事務

- (1) 納税に係る申告が必要な税目共通

当面の間、申告・納付（入）期限の延長申請手続きを、国税と同様に簡素化する。

ア 延長申請

申告書等の余白へ付記することにより、延長申請書（規則様式第8号）の提出があったものとみなす。

記載例：新型コロナウイルスによる申告・納付（入）期限延長申請

イ 申告等延長期限

申告書等の提出日とする。

(2) 個人事業税関係

ア 随時課税

4月、5月の課税は保留。再開時期は、緊急事態宣言の状況に応じて決定する。

イ 定期課税

税務署における資料の整理状況等により、県税事務所毎の事務処理の進捗度合が異なる若しくは今後異なってくることが想定されるため、当面、可能な範囲までを8月課税として処理を進める。

緊急事態宣言等の状況によっては、定期課税時期の変更を検討する。

(3) 法人関係税関係

ア 更正・決定

4月の課税は保留。

緊急事態宣言が5月6日（水）をもって解除された場合、5月以降の課税は通常どおり行い、保留している課税についても同様とする。

イ 申告課税

申告書の送付、受付及び申告納付に伴う課税処理は通常どおり行う。

(4) 不動産取得税関係

ア 課税処理

4月、5月の当初課税は保留。再開時期は、緊急事態宣言の状況に応じて決定する。

イ 課税調査

緊急事態宣言の期間内は、法務局における資料収集業務、新築家屋の家屋調査業務は、原則行わない。やむを得ず調査を行う場合は、関係機関、納税者と十分に調整のうえ実施すること。

市町評価分の資料については、関係市町と調整のうえ、感染拡大防止に十分配慮のうえ実施すること。

(5) 自動車税種別割関係

ア 障害者減免の申請期限の延長

減免申請の集中による窓口での密閉、密集、密接状態を避けるため、申請期限を次のとおり延長する。

延長前期限：納期限（令和2年6月1日）

延長後期限：令和2年6月30日

イ 郵送による障害者減免の申請の受付

電話等により減免要件を確認できたもので、来所困難等の申出があった場合は、今年度のみの特例として、郵送による申請を認める。なお、手帳原本の送付は要せず、後日、県税事務所へ手帳を持参するよう求める。

ウ 納期内納付啓発広報

人と人の接触を避ける観点から、街頭キャンペーン等の啓発広報ではなく、ホームページ、ポスター等を活用した広報を行う。

また、(7)アの納税方法を周知することにより、感染拡大防止を図るとともに納期内納付を促す。

(6) 間税関係

ア 課税調査

当面の間、原則として保留する。不正軽油の通報等に係る案件で、急を要するものについては、感染拡大防止に十分配慮のうえ実施する。

イ 申告課税

申告書の受付は通常どおりとするが、特別徴収義務者に対しては、極力、郵送による申告を要請する。

ウ 免税軽油事務

通常どおりの扱いとするが、申請が重なった場合等に、極力、人と人の接触が発生しないよう配慮する。

(7) その他

ア 県税事務所窓口等への来庁者集中回避

次に掲げる様々な納税方法を積極的に周知する。

- ・インターネット専用サイトからのクレジットカードによる納税
- ・ペイジー（インターネットバンキング、対応ATM）での納税
- ・コンビニエンスストアでの納税

イ 問合せ集中の緩和

県民からの電話、来所による問合せ、相談の集中を緩和し、税務課・県税事務所事務の円滑化を図る。

- ・ホームページのQ&Aの充実
- ・自動応答サービスへの県税Q&Aの登録

※兵庫県緊急時用トップページに「緊急事態宣言等に関する自動応答サービス（Chatbot）」が4月24日に開設されている。

(参考条文)

○道路運送車両法

第九十七条の二 自動車の使用者が第六十二条第二項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする場合（検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の使用者にあつては、第六十二条第二項の規定により自動車検査証の返付を受けようとする場合に限る。）には、当該自動車の使用者は、当該自動車の所有者が当該自動車について現に自動車税種別割（自動車税の種別割（地方税法第百四十五条第二号に掲げる種別割をいう。）をいう。次項において同じ。）又は軽自動車税種別割の滞納（天災その他やむを得ない事由によるものを除く。）がないことを証するに足る書面を提示しなければならない。

2 前項の場合において、現に自動車税種別割又は軽自動車税種別割の滞納がないことを証するに足る書面の提示については、当該書面の提示に代えて、政令で定めるところにより、国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会。次項において同じ。）が当該自動車税種別割又は軽自動車税種別割を課した地方公共団体にその額の納付の有無の事実を確認することにより行うことができる。

3 国土交通大臣は、第一項の書面の提示又は前項の納付の事実の確認がないときは、自動車検査証の返付をしないものとする。